

2025

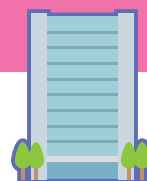
3
March

職場内で掲示・回覧をお願いします。

全国健康保険協会 大阪支部
協会けんぽ

協会けんぽ OSAKA

協会けんぽ大阪支部は移転しました



協会けんぽ大阪支部は令和7年1月14日に移転いたしました。

住所や電話番号等は変更しておりますので、お間違えの無いようお願いいたします。

新住所

〒530-8507 大阪府大阪市北区梅田三丁目2番2号 JPタワー大阪 13階

電話番号/FAX番号

電話番号: 06-7711-3570 / FAX番号: 06-7711-3560

令和7年3月分(4月納付分)から保険料率が改定されます

健康保険料率

現行

10.34% → 10.24%

介護保険料率

現行

1.60% → 1.59%

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、健康保険料率と介護保険料率を合わせた率となります。なお、任意継続被保険者の方は、令和7年4月分の保険料率から変更となります。

令和7年度 協会けんぽが補助する生活習慣病予防健診のご案内は3/18(火)以降順次事業所様にお送りします!

生活習慣病予防健診についての詳細は、事業所様へお送りする「生活習慣病予防健診のご案内」(緑色の封筒にて送付)や協会けんぽのホームページを確認ください。

ホームページは
こちらから生活習慣病予防健診の
自己負担が軽減されています!

一般健診

【軽減前】最高7,169円

《令和5年4月から》

【軽減後】最高5,282円

対象/35歳~74歳の被保険者(ご本人)

付加健診

【軽減前】最高4,802円

【軽減後】最高2,689円

※自己負担額の上限を示しています。

付加健診の
対象年齢が拡大しています!

令和6年4月から

【変更前】40歳・50歳 → 【変更後】40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳

※対象年齢は令和7年4月2日~令和8年4月1日の間の到達年齢です。一般健診に併せて付加健診を受診することで、人間ドック並みの検査項目になります。



任意継続のご案内

退職などで健康保険の資格を喪失した場合、その後の健康保険加入の手続きは、ご自身で行う必要があります。選択肢の一つである協会けんぽの任意継続への加入を希望される場合以下の内容をご確認ください。

手続き先	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部
加入条件	●退職日までに継続して2か月以上の被保険者期間があること ●退職日の翌日から20日以内に申請書類を提出すること（必着）
保険料	在職時の約2倍（上限あり） ※原則2年間変更なし（保険料率の変更等を除く） ※被扶養者の保険料負担はありません 必ず国民健康保険の保険料と比較してください



任意継続
セット

退職される従業員様にお配りいただけるよう、便利な「任意継続セット」をご用意しています。セット内容の確認やお取り寄せの申し込みは、こちらからお願いします。

資格取得届・喪失届・被扶養者異動届の速やかな届け出をお願いします



事業主様へのお願い

●資格取得届は使用されるようになった日から5日以内、資格喪失届、被扶養者異動届は退職日や扶養から外れた日から5日以内に日本年金機構（事務センター）へ届け出ください。

➡事業主様が速やかに届け出頂くことで、円滑な健康保険の切り替えにつながります。ご協力よろしくお願いします。

●退職後の保険証・資格確認書の速やかな回収・返却にご協力をお願いします。

保険証・資格確認書は資格喪失届に添付して返却してください。

※電子申請による届け出の場合も、返却が必要です。

●健康保険の切り替え時のマイナ保険証での受診について

マイナ保険証は、新しく加入された健康保険の資格記録が反映されてから（「資格情報のお知らせ」到着後、もしくは、マイナポータル上の健康保険の資格情報が更新された後）、使用いただくことで、有効な資格情報が医療機関等で確認できます。



参考:マイナポータル画面

資格喪失後の保険証・資格確認書を医療機関等で使用した場合、後日医療費を返還請求させていただくことになりますので、ご注意ください。

お問い合わせ

協会けんぽ 大阪 検索



全国健康保険協会 大阪支部
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

〒530-8507 大阪市北区梅田3-2-2 JPタワー大阪13F

電話

06-7711-3570（自動音声案内）

おかけ間違いにご注意ください

受付時間 8:30～17:15まで（土・日・祝日・年末年始を除く）